

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉停止時冷却系の系統出口隔離弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-39）用スクラム入口弁のグランド部より水のリーク（1滴/4秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	廃棄物処理系廃液収集タンクドレン弁の点検において、弁座シート面に損傷が認められたため、当該弁を交換	D	
4	2号機	制御棒駆動水圧系温度記録計に記録用紙送り不良及び印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物処理系シャワードレン移送ポンプ（B）の出口元弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	換気空調系排風機建屋の排風機（B）用ファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトの張りを点検・調整	D	
7	3号機	「3号機 運転日誌【4】における励磁機電流単位の記載誤り事象」に対応し、運転日誌における他の記載誤りの有無について調査した結果、一部の計器番号に記載誤りが認められたため、対応検討	C	
8	5号機	原子炉格納容器除湿系冷却装置（A）用圧縮機の浸透探傷検査において、クランクシャフトの表面に指示模様が認められたため、当該シャフトを修理	D	
9	5号機	中性子計測系に局部出力領域モニタ（04-29D）の高警報及び平均出力領域モニタ高警報の瞬時発生が認められたため、局部出力領域モニタ（04-29D）を点検・修理及び対応検討	C	
10	5号機	高圧復水ポンプ軸受温度記録計の同ポンプ（A）の軸受温度に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	6号機	主タービングランド蒸気シール放射線モニタ系サンプリングポンプ（B2）の出口フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
12	6号機	復水前置ろ過器（B）の出口流量及びレベル記録計の内、出口流量記録用のペンに動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）用固着灰除去装置エリアの移動台車に走行不良（レール上の堆積灰による干渉）が認められたため、当該エリアを清掃	D	
14	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）用一酸化炭素/酸素分析装置に自動校正機能の不具合を示すエラーの発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
15	その他	工具センタ貸出し用計測器の定期校正において、計器精度外れ（3台）が認められたため、当該計器を修理・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで